

指定管理者評価シート(平成20年度)

施設名		湯島デイサービスセンター																									
指定管理者	名称	八幡浜市社会福祉協議会																									
	所在地	八幡浜市松柏乙1101番地																									
指定期間		平成18年4月1日から平成21年3月31日(3年間)																									
評価担当課		保健センター																									
施設の概要		所在地: 八幡浜市五反田1番耕地806番地 鉄筋コンクリート造2階建 敷地面積 924.5㎡ 建物延べ面積 860.93㎡ 床面積 500.96㎡ 平成6年3月25日 竣工																									
指定管理者の業務		デイサービス事業																									
施設利用状況		<利用者数> ・開所日数 307日 ・利用登録者数 675人 ・年間利用者数 5,322人 ・1日当たり利用者数 17.3人																									
収支状況		<指定管理者としての収入・支出(決算)> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">収入内訳</th> <th style="width: 25%;">収入金額(円)</th> <th style="width: 25%;">支出内訳</th> <th style="width: 25%;">支出金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定管理料</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td>人件費</td> <td style="text-align: right;">24,811,399</td> </tr> <tr> <td>介護保険収入</td> <td style="text-align: right;">38,952,953</td> <td>事務費</td> <td style="text-align: right;">1,611,253</td> </tr> <tr> <td>雑収入</td> <td style="text-align: right;">287,599</td> <td>事業費</td> <td style="text-align: right;">11,858,464</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>固定資産取得等</td> <td style="text-align: right;">725,500</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">39,240,552</td> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">39,006,616</td> </tr> </tbody> </table>		収入内訳	収入金額(円)	支出内訳	支出金額(円)	指定管理料	0	人件費	24,811,399	介護保険収入	38,952,953	事務費	1,611,253	雑収入	287,599	事業費	11,858,464			固定資産取得等	725,500	合計	39,240,552	合計	39,006,616
収入内訳	収入金額(円)	支出内訳	支出金額(円)																								
指定管理料	0	人件費	24,811,399																								
介護保険収入	38,952,953	事務費	1,611,253																								
雑収入	287,599	事業費	11,858,464																								
		固定資産取得等	725,500																								
合計	39,240,552	合計	39,006,616																								

指定管理者評価シート(平成20年度)

施設名(湯島デイサービスセンター)

評価項目	判定	評価の内容
事業計画書の内容が市民の平等な利用を確保し、及びサービスの向上が図られるものであること (第1号)	B	①市民の平等な利用を確保できるような有効な手段が講じられているか。
		②市民の利用促進が図られ、特定の団体等を優遇するおそれがないか。
		③利用者に対するサービス向上策は適切か。
		④利用者からの苦情の処理及び利用者に対する要望の把握並びにこれらに対する実現策は適切か。
事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともにその管理にかかる経費の縮減が図られるものであること (第2号)	B	①施設の利用拡大に向けた方策は適切か。
		②総合的に収支計画が適切で、管理経費の縮減が図られる内容となっているか。
		③収支計画書は、利用料金収入を向上させる内容となっているか。
		④自主事業の計画書の内容は適切か。
		⑤人件費の設定は、職員費に見合った内容で適切か。
		⑥経費削減は、市民サービスの低下を招くことのない方策となっているか。
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有し、又は有することが確実であること (第3号)	B	①施設の現状を正しく認識し、今後の管理のあり方について具体的かつ適切な提案がなされているか。
		②法人等の経営状態に問題はないか。
		③施設の管理業務に係る職員体制は十分なものか。
		④その他管理経費の設定に無理はないか。
		⑤施設の管理業務のうち、第三者に行わせる業務は必要最小限の範囲か。
		⑥同種の施設の管理実績があるなど、必要な管理能力を有することが期待できるか。
その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要であるとして市長等が別に定める基準 (第4号)	A	①個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。
		②衛生管理、火気管理等の安心・安全な施設管理が期待できるか。
		③管理業務に係る地元雇用・市内調達の考え方及び実現性は適切か。
		④地域活動への参加等の地元貢献についての考え方及び実現性は適切か。
総合評価	B	【評価・コメント】 それぞれの項目で適正な管理、運営がなされているが、昨年度に比べて利用率がかなり落ちている部分が心配される。
		【総括評価】 全般的には、適正な管理、運営がなされいていると思われる。

判定基準 A(配点の90%以上の点数) B(配点の70%以上90%未満の点数) C(配点の50%以上70%未満の点数) D(配点の50%未満の点数)